

学位論文の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人名古屋市立大学学位規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第129号。以下「学位規程」という。）第15条第3項の規定に基づき学位論文の公表について必要な事項を定める。

(公表の方法)

第2条 学位規程第14条ならびに第15条に定めるインターネットの利用による公表は名古屋市立大学学術機関リポジトリにより公表することをいう。

(学位論文要旨の公表)

第3条 研究科は博士の学位を授与した日から3月以内に、その学位論文要旨及び審査の要旨を電子ファイルにより学術情報室に提出しなければならない。

(やむを得ない事由)

第4条 学位規程第15条第2項に定めるやむを得ない事由とは以下のものをいう。

- (1) 博士論文が、立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットの利用により公表することができない内容を含む場合
- (2) 博士論文が、著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から1年を超えてインターネットの利用により公表することができない内容を含む場合
- (3) 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係で、インターネットの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が、博士の学位を授与された日から1年を超えて生じる場合
- (4) その他相当の事由がある場合

2 前項の事由は、研究科長が相当と認め、学長にその承認を得なければならない。

(学位論文の公表)

第5条 学位を授与された者は1年以内に学位論文の全文を電子ファイルにより、研究科事務室を経て学術情報室に提出しなければならない。

- 2 学位を授与された者はやむを得ない事由が認められた場合には、その学位論文の要約を電子ファイルにより、研究科事務室を経て学術情報室に提出しなければならない。
- 3 研究科は前項により、学位論文の要約が提出された場合は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供することができるようにしなければならない。
- 4 第2項に該当する場合において、やむを得ない事由がなくなったときは、すみやかに学位論文の全文を電子ファイルにより、研究科事務室を経て学術情報室に提出しなければならない。

(共著者の許諾)

第6条 学位を授与された者は、その論文が共著の場合には、学位規程第15条に定める

公表をする前に共著者の許諾を得ておかなければならない。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。